

豊島法人会報

昭和52年11月1日

十一月号

(No. 13)



目次

表紙	1
税制改正要望全国大会開催	2
第二回理事会開催	3
各地区毎に正副支部長会開催	4
講習会始まる	4
九月～十月委員会及其他行事	4
青年部会だより	5
税のことわざ集(5)	5
税務署だより	6
所得税の納税は便利な振替納税で、 通勤手当の非課税限度額の引上げに ついて	7
年末調整説明会開催のお知らせ	7
都税事務所だより	7
社長実務学	8
〔同族会社の社長に期待〕	9
社長健康学②	9
豊島区の風土記	10
海外旅行記②	11
税を知る週間	12
国民金融公庫の年末融資	12
十一月行事予定其他	13
講習会ご案内	14
あとがき	14

税制改正要望全国大会開催

— 全国より代表一、五〇〇名結集 —

去る九月二十日全国より各法人会代表一、五〇〇名が九段会館に結集し、政府に対する左記要望事項を決議し、二十一日

▽ 税制改正要望に関する決議

政府の救済にわたる景気浮揚策にもかかわらず景気は一向に好転の兆しを見せず、長期にわたる不況はわれわれ会員に深刻な打撃を与え、倒産が続出してい

る。一方、福祉をはじめとする財政需要の増大に対処するために、国債発行は既に限界に達し増税が考えられている。われわれは毎年の税制改正要望に当っては、ただ減税のみを要求するのではなく、

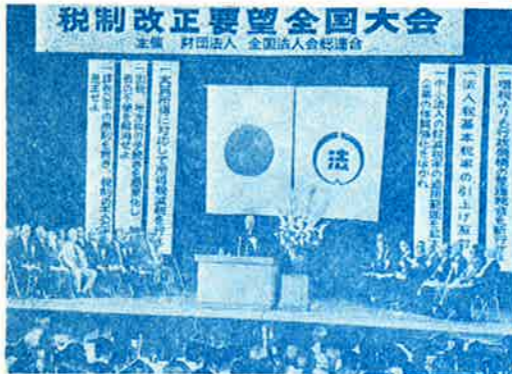
税制の不公平を是正し、合理的な税制の確立を第一に考えてきた。しかるに政府は、すべての民間企業が人員整理をはじめとする多大の犠牲を払って、その体質を改善し以て低成長期に即応する体制に切り替えたのに対し、みずからの体制は依然としてこれを改めず、いたずらにその不足分を即増税によって賄おうとするのは誠に許し難い。われわれはこのような態度、姿勢が改められず、歳出削減が具体化されない限り、いかなる増税にも応じない決意である。本会は健全なる納税者団体として政府に厳しく反省を求めると共に、その英断を強く要望する。

昭和五十二年九月二十日

財団法人 全国法人会総連合
税制改正要望全国大会

▽ 税制改正要望事項

- 第一 法人税について
 - (1) 法人税率の引上げは、国際競争力の低下、企業意欲の減退となるので反対である。特に我が国企業においては、自己資本比率も低く、倒産件数は戦後最高であり、企業の体質強化が先決である。
 - (2) 中小法人の軽減税率については、大法人と中法人との間には明らかに負担力に差があり、現実の実効税率はむしろ中小法人の負担率が高い。負担の公平を図るために、さらに軽減税率適用範囲を年所得一、五〇〇万円まで引上げ、所得七〇〇万円以下の税率を二〇%とすること。



- (3) 我が国企業の大部分は中小法人であり、中小企業育成のためには、我が国独自の税制が必要であり、全法人一律の税制は本来無理である。法人の社会的実態により即応した税制を確立すべきである。
- 第二 所得税については、これを中心とした負担増が本筋ではあるが、現在の不況の下では物価上昇等を考慮すれば実質所得水準は前年を下廻る状態にある。しかも我が国の社会資本は不十分であり、個人蓄積も低く現行の負担水準であっても重有感があるので、一部所得階層についてはむしろ物価調整的減税を行う必要がある。各種控除の引上げにより課税最低限を二五〇万円程度とすること。
- 第三 租税特別措置については、その内容は必ずしも高額所得者又は大企業優遇となっているものばかりでないで、全廃することには問題がある。新規項目の設定を見合せると共に既に政策目的を達したものの、期限到来のもの、経済情勢の変化により手直しを必要とするもの等につき、従来以上に厳しく課税の公平を重視しつつ軽減合理化を強力に推進すべきである。

第四 間接税については、一般消費税を導入することが考えられているが、この場合次の諸点を考慮すること。

- (1) 生活必需品は減免とすること。
- (2) 物価上昇に影響が少ないこと。
- (3) 徴税や納税に手数がからないよう、単段階課税とすること。
- (4) 一定規模以下の企業を除外すること。
- (5) 国民のコンセンサスの上で十分な準備期間を設けること。

第五 地方税については、国税の付加税とするなど徴税費の縮減、申告手続の簡素化、定員制の再検討により節減合理化をはかることが先決であり新税創設、法人事業税の外形標準課税に移行することは反対である。

第六 今後の税制改正の方向として、昭和五十五年までに赤字国債を零とすることがいわれているが、その目標設定は現実性を失っている。またその前提において高度成長期に膨張した行政機構の整理、各種補助金の見直し、歳出の効率的使用に対する配慮が全くされていないのは片手落ちである。われわれ納税者はこれらについての具体策が明らかにされない以上、いかなる増税案についても強く反対する。

会員増強運動を決議した

第二回理事会

— 増強目標、一、〇〇〇社 —

九月十二日午後二時より署地下会議室に於いて第二回理事会が開催された。今



回の理事会の中で大きな議題となつたのは組織の拡充を図る為の大増強運動で総務委員会が決定した内容を多田委員長が報告し増強一〇〇〇社の目標が承認された。尚十月中旬より開始予定の地域別税務懇談会の開催と其の準備の為に正副支部長会が各地区毎に開催されることについて承認がなされた。

当日の議事内容は左の通り。

- 第一号議案 地域別税務懇談会の実施に関する事項
- 第二号議案 青年部事業活動に関する事項
- 第三号議案 今後の会員増強に関する事項

第四号議案

報告其他

◇ 各地区で正副支部長会

開催

昨年二十一回に亘り実施し好評を博した地域別税務懇談会は、本年も当法人会の主要行事として十月中旬より来年の二月頃迄に行われる予定であるが、其の日程の検討と第二回の理事会で決定した会





員増強の方策等を討議する為の正副支部長会が各地区に於いて開催された。

当日は全地区を通じ高根澤署長小田副署長、三上第一統括官、野上首席指導官に出席して戴き署としての今後の方針等を伺った。

特に署長はいさつの中で

「署は納税者のものであり、建設的な意見がほしい」とのべ、協力を要請すると共に、次のように法人会に期待の声を寄せた。

即ち「法人会は税に対する正しいことを伝える組織体であり、組織の拡充発展を期待したい。」又「当法人会の主要行事として行われる地域別税務懇談会が地域発展の場になることを期待したい」と。尚具体的例を引いて次のようにアドバイスした。即ち「中小企業の人まじめで、こまわりがきく長所があるが、其の半面読まざる、聞かざる、考えざるの傾向がある。是等の点について之からの是正が大事であろう」と。

最後に振替納税について指導徹底をお願いしたいと要望し、役員の大の関心を引いた。

各地区で行われた正副支部長会の開催日と参加者数左の通り。

- 九月二六日 長崎地区正副支部長会 十一時 参加者二四名
- 九月二六日 池袋西口地区正副支部長会 十四時 参加者二九名
- 十月 四日 高田地区正副支部長会 十二時 参加者二二名
- 十月 五日 巣鴨地区正副支部長会 十二時 参加者三五名
- 十月 七日 池袋東口地区正副支部長会 十一時 参加者二四名

◆講習会始まる

一昨年以来例年行事として開始され見事な成果をおさめた法人税並びに源泉所得税に関する講習会も、本年度も九月より予定通り開講され、二〇〇名近い受講生が毎回真摯に之と取り組んでいる。

即ち「経営にたづさわるものは経営に對する参加意識が大事であり、社長や専務に積極的に意見を具申すべきである」又「税務は直接には納税者のものである。従って自分のものに対しては自分で勉強することが大事である」と。

開講式には高根澤署長、小田副署長、三上第一統括官、其の他の指導官の方々に出席して戴き、受講生に對し種々と激励のあいさつをして戴いた。

その中で、署長は斯ういった講習会に参加することの意義並びに税全体の概況



「一つは税金のことでわからぬことがあつたら税務署に来て戴き度い。二つ目は青色申告をどうぞ利用して戴き度い。三つ目は税金に強くなるように参加意識をもって戴き度い」と以上のべたあと、「最後に余分な税金を払わないように。又納期におくれなないように。又特例をうまく活用するように」と結び、受講者にも大の感銘を与えた。

尚法人税と源泉所得税の講習会の開催日と申込者数は左記の通りである。

- 記
- 法人税実務講座 九月六日開講 申込者 八七名
- 源泉所得税基礎講座 九月二十一日開講 申込者 一五二名

◆九月、十月委員会及其他行事

◆総務委員会開催 九月八日 議題 会員増強に関する事項及其他

◆厚生委員会開催 九月二十九日

議題 研修旅行に関する事項及其他

◆広報委員会開催

議題 会報十三号発行に関する事項

◆正副会長及委員長会 十月十一日

議題 事業経過報告其他

◆決算法人説明会開催

九月 九日 五〇名参加

十月十四日 四三名参加

◆新設法人説明会開催

九月十六日 二六名参加

十月十二日 三七名参加

青年部会だより

◆税務研修会を開催

青年部会では八月の教養講座の研修にひきつづき九月二十八日に三上第一統括官を講師として「経営者の資産と相続」をテーマに税に関する研修会を行った。具体的な身近な例を引いての内容のある講義に参加者は真剣に研修にとりくみ、充分に其の大綱を習得した。

当日は月末に近かった為か僅か二十二



名の参加者にすぎず、切角の機会が生かされなかった。

次の機会に多数の会員の参加を期待したい。

◆各地区で部員会開催

十月又は十一月には、各地区毎に部員懇談会が持たれる予定で、会員間の充分なコミュニケーションが計られ未だ日の浅い組織にすじ金が入ることが期待されている。



「盗人をとらえて 縄をなう」



昔から、泥縄という言葉があります。これは必要にせまられて、あわてて備えても間に合わないという意味です。ところで、税法の取扱いにもこういったことがしばしば起ります。次のようなことがそのいい例です。

税のことわざ集 (5)

としても青色申告が承認されるのは、翌事業年度からですから、これらの特典を受けることはできません。このように、税法の取扱いには、期限なり期日に間に合って、はじめて効力が出るものがたくさんあります。十分注意しなければなりません。

- (注) 青色申告の承認申請書の提出期限は次のとおりです。
- 1 ふうの事業年度については、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日。
- 2 会社設立の日の属する事業年度については、設立の日以後三ヶ月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうち早い日か早い日の前日
- 3 会社設立の日から、その事業年度終了の日までの期間が三ヶ月に満たない場合におけるその翌事業年度については、その設立の日以後三ヶ月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日。

開催日	開催時間	会場	出席対象地域
11月24日(木)	午後1:30~4:30	巣鴨信用金庫本店	巣鴨2-10-2
11月25日(金)	" 1:00~4:30	豊島税務署地下会議室	西池袋3-33-22
11月28日(月)	" 1:30~4:30	今井三菱ビル(三菱銀行3階)	国電大塚駅南口駅前
11月29日(火)	" " "	"	"
12月1日(木)	" " "	東京信用金庫本店	東池袋1-12-5
12月2日(金)	" " "	"	"
12月5日(月)	" " "	富士銀行目白支店	国電目白駅前
12月6日(火)	" " "	"	"

税務署だより

◎所得税の納税は便利な振替納税で

▽十月、十一月は、振替納税の普及推進期間です。

▽振替納税とは、金融機関が納税者の皆様にかわってご指定の預金口座から振り替えて納税してくれる便利な方法です。

会社代表者の「個人の申告所得税」についてご利用をおすすめします。

▽利用を希望される方は、税務署又は金融機関に備え付けてある用紙で届けるだけでよいことになっております。

添書

右のとおり税務署から個人にかかる振替納税普及の要請がありましたので、会員皆様のご協力をお願い申し上げます。

法人会長

◎通勤手当の非課税限度額の引上げについて

所得税法施行令の一部改正により、九月二十六日に給与所得者の通勤手当の非課税限度額が次のように引上げられました。

区 分	課税されない金額	
	改正後	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当りの合理的な運賃等の額 (最高限度 16,000円)	1か月当りの合理的な運賃等の額 (最高限度 14,000円)
② 自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道15キロメートル以上である場合 5,300円 その交通用具を使用している人が交通機関を利用したとみなすならば負担することとなる等1か月当りの合理的な運賃等の額が5,300円を超える場合には、その運賃等の額 (最高限度 16,000円)	4,600円 その交通用具を使用している人が交通機関を利用したとみなすならば負担することとなる等1か月当りの合理的な運賃等の額が4,600円を超える場合には、その運賃等の額 (最高限度 14,000円)
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合 3,800円	3,300円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合 2,000円	1,700円
	(全額課税)	(全額課税)
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当りの合理的な運賃等の額 (最高限度 16,000円)	1か月当りの合理的な運賃等の額 (最高限度 14,000円)
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当りの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 16,000円)	1か月当りの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 14,000円)

都税事務所だより

十一月は、個人事業税第二期分の納期です。

十一月は、個人事業税第二期分の納付月です。今年の八月に郵送した納付書により、お近くの銀行、信用金庫、信用組合、農協、郵便局または都税事務所、月末までにお納めください。

なお、この税は固定資産税(二十三区内)とともに、口座振替納税制度が利用できます。手続きは簡単です。納付書と預金通帳にご使用の印鑑を持参のうえ、上記都税の取扱金融機関(郵便局を除く)にお申し込みください。

当区内では個人事業税の課税される方の約二〇%がこの口座振替納税制度を利用されています。

《法人事業税・都民税の納付書の使用にご注意を》

「すでに納税したのに督促状が届いた」ということで、都税事務所と納税者との間でトラブルが生じることがあります。

これは、都税の取扱金融機関から都税事務所に送られてくる「納付(入)済通知書」の送付期間が三日/十日位かかることから生ずる「行き違い」による場合が多いのですが、このほかにも、納付書の使用方法に問題がある場合があります。

「書」の送付期間が三日/十日位かかることから生ずる「行き違い」による場合が多いのですが、このほかにも、納付書の使用方法に問題がある場合があります。

① 他の都税事務所用の納付書を使ったため

② 納税者の「所在地・名称」欄の記入もれ

③ 「事業年度」欄の年度の書き誤りなどがそれぞれです。

①の場合には、申告書用紙と一緒に送りしてある口座番号「69」と都税事務所名(豊島)が記入されている用紙をご使用ください。

②については、ゴム印を使用する場合で、二、三枚目(都税事務所通知用と金融機関保存用)への押印もれが多いようです。

なお、納付書の種類には、次の四種類があり、左上欄外に

「見込納付」用 「申告」用 「修正申告」用 金融機関では使用で「更正決定」用 できません。

と表示されています。また、会計年度を示す「年度」欄についても間違いないにならないよう、ご注意ください。

東京都豊島都税事務所

九八一―二二二―番

① 改正後の非課税規定は、本年四月一日以後に支払われるべき通勤手当についてさかのぼって適用されます。

② 課税済みの通勤手当について、改正後の非課税規定が適用されることによって生じる過納額は、年末調整の際に精算することになります。

(注) 本年の途中で退職した人などで年末調整が行われない人については、確定申告書を提出して精算することになります。

◎年末調整説明会開催のお知らせ

お知らせ

今年もそろそろ年末調整の準備をする時期になりました。

つきましては、昭和五十二年分年末調整、支払調書及び給与支払報告書の提出に関する説明会を下記により開催しますから、ぜひ御出席ください。

なお、源泉徴収義務者あての案内状は十一月十日ごろお送りする予定です。

記

I 特定退職金共済制度

(特退共)とは

特定地域の事業所の従業員を対象とした「退職金準備制度」です。これは所得税法施行令(第六十六条)にもとづき国の承認を得て実施する税法上種々の特典を持つすぐれた制度です。

II すぐれた特色

- 1 将来必要な多額の退職金を毎月計画的に準備できます。
- 2 国の制度(中退共)や企業年金(適格退職年金)との重複加入も認められます。
- 3 従業員確保と安定化を計り、企業経営の発展に役立ちます。
- 4 非常に簡単な手続きで加入できます。
- 5 毎月の掛金は金融機関の口座より自動的に振替えますので便利ですし、お手間もかかりません。
- 6 掛金は一人一〇、〇〇〇円まで損金または必要経費に算入できます。

(法人税法施行令第一三五条、所得税法施行令第七〇条)

社長実務学

同族の社長に期待

田中要人 (会社業務総合研究所所長)

禍いする創業の自負心

同族会社の経営者である社長には、概して次のような傾向がみられる。
① 自分一人の力で企業を起し、会社を盛りたててきた、という自負心が強いので、誰れに遠慮がねすることなく、自分勝手に振舞う傾向がある。経営上の決定、指示、実行にあたっては、とかく広い視野からの配慮が足りない。つまり経営に合理性が欠けがちである。特に二代目、三代目になると、そうした傾向がひどくなる。
② 企業の大小にかかわらず、世の創業者にありがちなことだが、経営上の悪いクセが抜けきらない。何事によらず「わが社にはわが社のやり方がある」という独善的な態度である。だから、自省することも、他人の言を聞くことも少ない。殊に従業員の言などは軽視して聞き容れようとはしない。企業は従業員に建設的な意見を提起させるようにしなければならぬ。

らないのだが、これでは従業員も意見が提起できないで欲求不満が積鬱する。周囲の状況や経営の条件が変化しない間でもよいだろうが、変化してくると困ったことになり、会社の運営がまづいことになりかねない。

③ 会社の業務は企業の規模によって根本的に違うのだが、その相違に気づかぬことが多い。あるいは気づいても事態に即応して転換することができない。創業時の従業員四、五人という体験が頭から離れないのである。工場の消耗工具費に例をとると、工員が五人か十人ならば、多い、少い、無駄などが一見して判る。しかし、工員が二百人三百人になると、容易に判らない。経理課で計上する消耗工具費の数字だけを見て、ただ漠然と多では、正しい経営はできない。そのためにも、作業内容と進行状況を完全に掌握した管理システムを確立しなければならぬ。

他人の飯を食ってから

同族会社の社長として最も望ましいあり方——その条件をあげれば次のようになる。

- ① 業務の内容と運営について広く深く研究すること。
② 実務を具体的に知ることが大切で、抽象的な理論や精神論ではダメ。業績の不振な会社は、不勉強な社長の指導力の弱さによることが多い。ある食品会社の社長は、後継者である大学出の長男を、友人の経営する業績のよい堅実な会社へ一年間修業に出した。最初は倉庫番、荷造り、配達からやらせ、仕事のやり方、人の使い方を体得させた。かくして帰社した長男に会社の実務を担当させたが、優秀な二代目になったという。要は理屈でなく身体で学ぶこと、それが同族会社の経営者には必要なのである。
③ 誠実に勤務して業務を正確に処理すること。
④ 同族会社の幹部は勤務の時間や態度がとかくルーズになり、事務処理も気ままになりやすい。これでは会社全体の業務がおかしくなるだけでなく、従業員の気分が乱れがでてくる。社長のセガレの専ら。

賢明なワンマンもよい

① 社長の業務を補完する制度を設けること。
② 会社の業務について、社長が弱い面や眼の届きにくい面の管理を補完する措置が必要。会社によっては、社長の実質的な補佐役を何人か置いているが、業務部門別の委員を置いているところもある。
③ よい意味のワンマンでもよいこと。
同族会社の社長はワンマンになりやすいが、それは賢明なワンマンであってほ

社長健康学 ②

ガンで死なないために

近藤 宏 二

自分の天寿を全うするために、そして社長、重役という責任ある地位をガンに強奪されないためにも、次のことを実行するようにされたい。

- ① 年一回はガン検診をふくめた総合人間ドックに入る。これは午前の半日を連続二日で外来でもできる。これに加えてもう一回ガンの早期発見のために、標準としては、半年目に半日をあけて受診する。

とについては血液と尿検査で (一)前立腺の肛門からの触診 (二)全身の皮膚、陰部、乳房、口内等は視診触診で。
③ ②の検査で異常の徴候を疑われた場合は、それぞれの部位についての精密検査を行い、二か月後ぐらいにその部位だけの精密検査を行う。

- ② このガンの検査は、発病率の高い部位について、次のように行う。

- (1) 胃、食道、腸のレントゲン検査、異常の疑いがあれば内視鏡(胃カメラもその一つ) (2) 胸部レントゲン(縦横二枚) (3) 肝臓、脾臓、腎臓、膀胱な



研究や委員会を設けて研究の結果や意見に耳を傾けるとともに、報告者の能力を判定する。ある会社では、各課ごとに月例の業務研究会を開いているが、各研究会には必ず社長が出席して、「良い案は即決で実行を許可する」ことにしている。だから社員は熱心に研究して意見を提出しているが、これによって会社の業務内容は改善されているという。

- (4) 胃、食道、腸のレントゲン検査、異常の疑いがあれば内視鏡(胃カメラもその一つ) (5) 前の「ガンは予防できないか」で述べた問題、例えば酒、煙草、食物などの生活内容についても、ひとり台点ではなく、ホームドクターあるいは検診をして

くれた医師に相談する。

さて①(4)によって、身体のいずれかの部位に、ガン発病の所見がみとめられた場合は、ちゅうちよすることなく、その部位の早期切除手術を受ける。今日、日本のすべての地方で、都、道、府、県に、ガンの診断治療に身を委せて大丈夫な医療機関が整備されているから、東京大阪の大学だ、ガンセンターだ、知名、有名なガンの先生を考えると、名医の診療や入院に月日を要しての手おくれにならないことを、くれぐれも注意しておきたい。

同じ意味で、友人や社員などから「あそこへいったら」とか、「これを飲んでみたら」という親切な、しかし不適格なアドバイスに時間を空費しないことである。しかし、ガンには運がある」ということを附言しておこう。「早期発見とみられたが、手術をしてみたら転移があった」というような場合もある。それでもそのまま放置しておいたよりは、生命を伸ばすことができる。その間に、パントを誰にわたすか、を決めて、身辺の整理をすることができるといえる。

豊島区の風土記

(5)

池袋周辺の風土記

池袋周辺

池袋周辺は関東大震災後からほとぼつ人が住みはじめたといっている。それほどに遅れていた。それまでは、目白、板橋、大塚、巣鴨に人々の足はとられ、さらには雑司が谷鬼子母神の賑いをよそ目にきわめて寂しいところであった。雑木林と池と小山と、昼なお人通りなく気味の悪い静けさを保っていた。夜はもちろん人の通れぬ暗さであった。したがって遺跡は少ない。ここでは雑司が谷から板橋に向かう板橋の道しるべと、池袋の名に由来する池と、明治末から大正初めに都心の発展に追われてやってきた寺と、そのくらしいものである。当時の池袋の発展が遅れた理由の一つに、都心を直接に結ぶ交通の便がなかったことがいえよう。大塚、巣鴨にはそれがあった。目白は学習院を中心に発展していた。山の手線が通っても、豊島師範や立教大学や、巣鴨監獄(拘留所)があっても、都心に住む一般の人々には、池袋の地名は知られてなかった。「池袋ってエのは、とげぬき

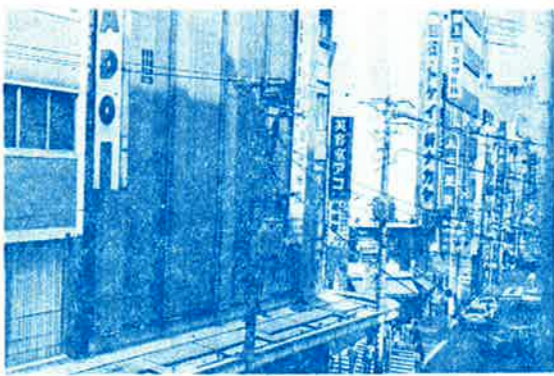
地蔵さんの見当さねえ、巣鴨村のことよ。」これだけ言えるのは、ごく物知りとされていた。まして江戸時代ともなれば、まさに秘境というたぐいであったろう。今日の池袋の大発展ぶりは、主として第二次世界大戦後のことといえる。今では海行歌に出てくる池袋である。

池袋の池跡と地名の

おこり

「遊歴雑記」に「当村を池袋と名付けしは往古夥しき池ありしに因るなり。中古より漸次埋まりしが、今は尚三百余坪あらん。この辺の西の果は池袋と雑司が谷の村境にあり。常に逆水湧出し流下す。」この書かれた時代は文化十一年(一八一四)だが、一方「若葉の梢」(この辺の地誌)には「今はかたちばかり残れるが」とある。寛政十年(一七九八)に書かれたものである。どうやら後者が正しいと思う。江戸後期には、すでにこの池は形ばかりであったと思う。しかし湧き出す水は豊富だったようで、昭和五、六年ごろ流出する川は暗渠となった。今、

池袋幼稚園の近くに玉石積みみ小さい池跡を残しているが、人々にはあまり気づかれずにいる。この池はもと、丸池とも袋池とも呼ばれていて、白蛇が棲んでいると伝えられ、人々に恐れられていた。古老の話だと明治末ころには約八〇坪の広さがあったといわれ、まわりは鬱蒼とした樹木に囲まれ、池の水は手ですくって飲めるほどの清水だったという。



池袋の地名は、この池と付近の地形に由来するといわれている。「新編武蔵風土記稿」では「池袋村は地高くしてそ

の辺縁地にして池形袋の如くなれば」と村名の起りを伝えている。「遊歴雑記」で「往古夥しき池ありしに因るなり」と村名の起源を書いていることと合わせて考えると、袋のような盆地状の窪地に、多くの沼池があって、そうした地形の印象から、だれいうとなく池袋というようになったと思われる。永禄二年(一五五九)の北条後頼朝に池袋の地名が見える。おそらくこの地名で言われるようになったのは、五、六世紀まえ、中世にはいつからのことである。そう古いものとも思われない。

「若葉の梢」に地名に関するおもしろい話がある。

「村内に藤兵衛というもの開村し、其子孫弥五右衛門として今にさかえけり。同所住蓮寺という真言寺あり、その西北に田ありてその際に池あり。今は形ばかりに残れるが、この池中より亀の袋を負出ける故に、池袋といふとも。」またこの袋について「浦島が箱なれば、船を籠めけん、亀の負出たる袋こそ寿老が杖にかえてつきせぬ宝物なるべし。」というのである。何と駄洒落た話であろう。それにしても江戸後期の洒落なロマンが感じられて愉快である。今の袋袋を見ると何かこんなとほけたところもありそうだ。昔池袋は富士山が美しく見えた所という。また池ヶ谷の月といって月の名所ともいわれていた。

海外旅行記

ブラジルあれこれ

②

多田 勲 (総務委員長)



玉野自動車工業株式会社

さて、ホテルはコパカバーナ海岸に接した道路際に建てられていて海岸が一望できる。丁度、南仏のニースに似た感じ、道路ぞいに高層のホテル、高級アパート、商店がたちならんでいる。ここにカジノがあればニースそっくりである。飛行機の中で殆んどねむっていないので、とにかく午前中は睡眠をとることにする。

昼すぎからバスで市内観光。この海岸は約四・五軒、歩道にはモザイク模様がつけられ、広々とした感じ。面白いのはガソリンスタンドで、歩道にちよっとした切り込みをつくってそこに給油スタンドとサービスポイが立っている。道路の真中においてある感じである。

ボン・デ・アスカルに登る。ここはコルコバードのキリスト像と共にリオのシンボルになっている山、というよりは奇岩で、フラメンゴ、ボタフォゴ、コパカバーナの海岸に押し出された形で大西洋

につき出た岬の先端に位置している。海抜三九四米、丁度斜めに砲弾を立てたような形をしていて、全長千四百米のロープウェイを利用して登る。いささかスリルがある。この頂上からは市内をはじめ美しく伸びる海岸線、白壁の漁村、大西洋にうかがふ鳥々が一望にみわたせる。この山頂でブラジル移民の一世のおばあさんに出逢った。年令は七十四才だという。日本からの観光客だと知って大変喜ばれる。その顔の一本一本のしわに移民生活の苦勞がぎざぎざこまれているようで感無量。いつまでもお元気でといて別れを告げた。リオ二泊。

サンパウロにむけて朝十時に出発する予定で空港にむかう。ところが着いてみると飛行機が発着していない。サンパウロが濃霧のためとべないという。霧がはれたら出るが何時になるかわからないとの事、これを確めるのに三十分位かかった。こんなことはちょいちょいあるらし

いが、その間何のアナウンスもなく、皆だまってベンチに腰かけて辛抱よく待っている。日本だったら大変だろう。二時間程待ってやっと出発。一時間サンパウロに着いた。K銀行からの出向で当地にきている甥が迎えにくる。空港前の駐車場は無料であるが、ちゃんと番人がいてチップを払うのが常識らしい。この番人は空港で雇っているわけではなく勝手に来ているもので、車の誘導やら見張りやらをやってくれている。車を見てやった対価としてチップをもらうのは当たり前といったことらしい。

さて街に乗り出してみておどろいた。信号の数が少なく、道路が広いので我先に割り込み、ものすごいスピードで走っている。一時は日本のドライバーが「カミカゼ」といわれたが、現在ではこの言葉はブラジルに移ったらしい。ブラジルでは鉄道は非常に軽視され道路路に対する投資は、鉄道のその四倍に達しているという。サンパウロには、人口七百五十万人に対して地下鉄一本があるだけである。人々は車がないと移動が出来ず不便なため、無理にしても車を買う。車があれば行動半径がひろがり経済的な視界が広がるわけである。これに加えて車検制度が満足に機能していないので動けばいいという車がひしめいている。自動車は買った時役所に届け出てナンバーをもらい、後は毎年税金を払ってナンバーに貼るステッカーをもらえば何年でも乗れるわけである。又新車への課税が高率な

ので、新車代替率が低く車令の古い車が多いのである。従って交通事故は、一七三年で死亡、負傷合せて二十万人、その損害額は約二千億、ブラジル国家予算の五割に達しているという。

観光資源を売りものにしてはいるリオと違って、サンパウロは正に産業都市の観がある。あと数年もすれば南米第一の都市になるだろうということである。日系人もブラジル全体で七十万人から八十万、サンパウロには約十五万人がいるという。

ブラジルは、人種的にはポルトガル人を中心にスペイン、イタリア系などの人々で国が形成されていて人種ものつぽといわれている程で、こうした複雑な人種構成から成る社会のため一般に人種的な偏見がなく旅行者には親切であり、カーニバルに象徴されるように非常に陽気で楽天的である。特にサッカー熱はものすごい。例えば飛行機にのる時手荷物チェックがあるが、この中にブラジルのプロサッカーチームのベナントを入れたところ、これを見て検査官は「ボン」といって親指をたて、にっこりわらってすんなり通過させてくれたりする。(つづく)

投稿募集

会報に掲載する原稿を募集致します

▽要望事項

▽御意見

▽感想文

▽歌、俳句、其他

税を知る週間

11・11～11・17

税金のことに明るくなることは、生活上必須の課題であります。其の為に本年も十一月十一日より十七日までを税を知る週間として税務当局では、各種の座談会、納税表彰式、ポスターの展示等啓蒙的行事を行います。

この週間に当法人会が参加し、又当法人会が行う行事は左記の通りです。

- 十一月十四日 婦人経営者との懇談会
十一月十五日 納税表彰式
十一月十六日 地域別税務懇談会

税の無料相談

東京税理士会豊島支部では、次の通り税の無料相談を行います。

- とき 十一月十一日～十五日
午前十一時～午後四時
ところ 西武百貨店池袋店七階
南池袋一―二八―一
東池袋一―二五―一〇
東洋信託銀行池袋支店
西池袋一―一八―二
協和銀行目白支店
目白三―一三―一九
三菱銀行東長崎支店
南長崎五―二八―八

豊さん 島さん
の税務相談コーナー

欠損事業年度の取扱い

目白さん 実は私の会社は今まで二、三の上得意をがっちりつかんでおりました。その売上だけで全体の約80%を占め、苦勞せずに安定した成長を続けてきました。ところが、この不況のあおりを受けて、お得意さんの商売も不振のよう、売上が漸減してきました。今更お得意さんの新規開拓も思うようにいきません。つくづく今までの経営の甘かったことを反省しています。

豊さん 目白さんの会社の様な安定企業でもそうですか。目白さんの会社は確か11月決算だったと思いますが、それでは今期の業績はあまり期待できませんね？

目白さん ええ、全くおはずかしい話ですが、設立以来初めて欠損を出しました。

欠損金が生じた場合には

目白さん そのことについて今日は相談に伺ったのですが。

豊さん どうぞ、どうぞ。何でも気軽に御相談ください。

目白さん 欠損の場合、減価償却費の計上や引当金の繰り入れをとりやめれば、それだけ欠損金額を少なくすることができると聞きましたが、如何でしょうか？

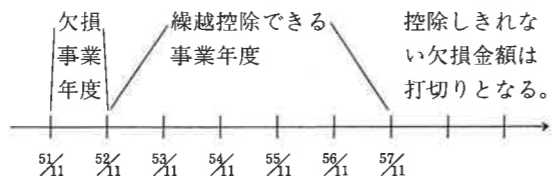
豊さん お話のように、とりやめても、それは会社の任意ですから、税務上は特に問題がありません。

目白さん なるほど。

豊島さん ところで、青色申告法人については、欠損金額を次期以降5年間の所得の金額から控除することができます。これを「欠損金の繰越控除」といいますが、目白さんの会社は相当多額な欠損が生じる見込みですか？

目白さん 約3,000万円程度になりそうですが、今のところ翌期もたいした好転は見込めず、5年間ではとても所得の金額から控除しきれないようにありません。5年間で控除しきれないときはどうなりますか？

豊さん 5年間で控除しきれないときは、残りの部分はそれ以上繰越控除はできません。



欠損金の繰戻し還付を

豊さん 目白さんの会社も、一日も早く経営の立て直しをして、もとの状態にもどるといいですね。

目白さん いや、今度初めて税金を納める喜びを身にしてみても感じました。資金繰りに四苦八苦で、ほんとにまた早く税金を納められる身になりたいものです。

豊さん 一ついい方法があります。少しは役に立つかもわかりません。

テレビ番組

「マイクのくらしと税金」

十月から三月までの毎週土曜日 (8チャンネル)

午前十時四十五分～十一時 出演 中村マイク

税金のことは

税務相談室へ

東京国税局税務相談室

豊島分室(豊島税務署一階)

九八八―四八七八(直通)

九八四―二二七一 内線 三五九

相談は匿名でも結構です。

例解問答式

(五十二年版)

資産税の実務

(相続・贈与・評価・譲渡)

《定価 二七〇〇円》

東京国税局資産税課長監修 東京国税局資産税課編

ご希望の方は事務局へお申込をどうぞ。(二割割引)

国民金融公庫の年末融資

(社)豊島法人会の会員の皆さんへ

国民金融公庫では、年末融資の申込みを受付けています。

年末がおしせまりますと混雑が予想されますので、ご希望の方はお早目にお申込みください。

▽借入資格 資本金一、〇〇〇万円以下又は従業員一〇〇人以下(商業サービス業は五〇人以下)の個人および法人企業

▽借入限度 一般貸付一、二〇〇万円以内。このほか各種の特別貸付があります

▽基準金利 年利七・六%

▽申込締切日 十一月三十日

▽申込・問合せ 豊島区南池袋二―二六―五

国民金融公庫池袋支店

九八三―二二―三一番

昭和52年11月行事予定

Table with 3 columns: (日 時), (行 事), (場 所). Lists various events like '源泉所得税講習会' and '決算法人説明会' with dates and locations.

訃報

九月三日当会理事並びに千早町一ノ二丁目支部長の外口製水冷蔵株式会社長外口茂三郎殿が逝去されました。

Table listing names and page numbers for the obituary notice, including names like 亀岡幸二 and 石井博文.

訂正

昭和五十二年九月十五日発行第十二号に左記のとおり誤りがありましたので、おわびして訂正いたします。

目白さん なんでしょう。お金でも貸してくれるというのですか？

豊さん いいえ、貸すというより、目白さんの請求により税金が還付されるのです。

目白さん もっと具体的にわかりやすく説明してください。

豊さん 青色申告をしている法人で欠損金額が生じた場合には、その法人の請求によって、欠損金額の生じた事業年度（「欠損事業年度」といいます。）開始の日前一年以内に開始した事業年度（「還付所得事業年度」といいます。）、つまり、一年決算法人の場合、前期の所得に対する法人税の額が還付され、その還付される法人税の計算は次のように計算されます。

還付される税額 = 還付所得事業年度の法人税額 × (欠損事業年度の欠損金額 / 還付所得事業年度の所得金額)

具体的には、目白さんのところの例で計算しますと次のとおりです。

決算期 年1回 11月

Table showing tax amounts: 当期(52年11月)の欠損金額 3,000万円, 前期(51年11月)の所得金額 4,000万円, 前期(51年11月)の法人税額 1,600万円.

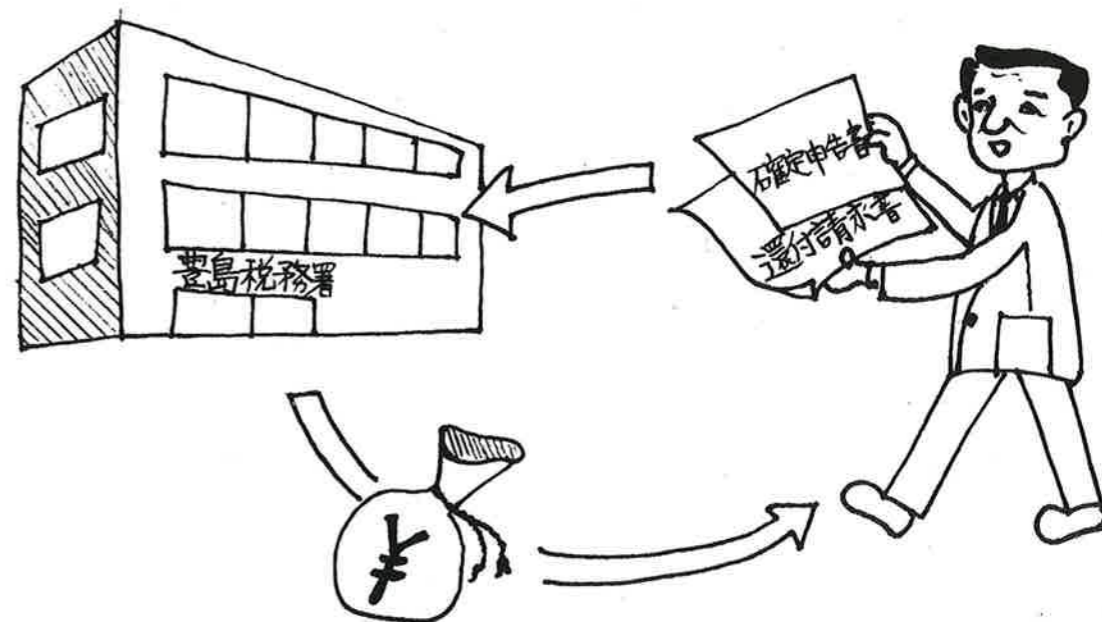
還付される税額 = 1,600万円 × (3,000万円 / 4,000万円) = 1,200万円

以上の計算のとおり、1,200万円の税金が還付になります。

目白さん ありがとうございます。今それだけのお金があればほんとに助かります。ところで、その手続きはむずかしいのですか？

豊さん いいえ、税務署に「欠損金の繰戻し還付請求書」の用紙があります。確定申告書を期限内に提出すると同時にその請求書を提出すれば、税務署で、欠損金額等につき調査等で確認のうえ、還付されることになっています。

目白さん ほんとにありがとうございます。決算が終了しだいあらためて相談に参りますからよろしくお願ひします。



講習会ご案内

源泉所得税講座実務コース

53年1月開講（1月～4月）1回2時間・10回

本コースは、現実に源泉徴収の実務を担当している方を対象に、日常発生する諸問題を中心に税法通達等を駆使し実践的に行います。なお「法人税実務講座」「源泉所得税講座基礎コース」を受講なさった方には是非おすすめします。なお今回は社会保険および住民税についても取り入れます。

（受講料——テキスト、会場費として 1名 1,000円）

簿記講座

53年2月開講（2月～3月）1回2時間・10回

本コースは、初歩から簿記を学びたい方々を対象に、日常発生する事例を中心に仕訳、元帳、記帳から決算までの経理事務を行えるよう指導をいたします。

（受講料——テキスト、会場費として 1名 2,000円）

〔社〕豊島法人会事務局

東京都豊島区南池袋2-9-16 TEL 981-0034・985-8940

あじとじがじき

のびのびになっていた毎月発行が漸く準備整い今月から実施されることになりました。表題も次号より「法人としま」にかえ、新装の姿でおまみえ致します。内容の充実は之からで、皆様の御力添えをお願い致します。

ところで十一月十七日より全国一斉に税を知る週間が始まります。「税に強くなることは身を助く」で私達はこの機会に更に正しき税知識の普及に拍車をかけたいと思います。

又当会の事業の中でも主要行事の一つである地域別税務懇談会が十月より始まり、今や各地域でたけなわであります。之から始まる地域は是非多数の方が参加し其の意義を高めて戴くようお願い致します。

尚編集発行に当りましては色々と署の幹部の方々に御指導御協力を賜わり、紙上を借りて厚く御礼申し上げます。

発行 社団法人豊島法人会

豊島区南池袋二の九の十六

電話(03)九八五八九四〇

発行人 今井 剛

編集人 広業委員会

印刷所 星光印刷株式会社